

ペット霊園等事業に係る手続き

移動火葬車両による事業を行おうとする場合

事業者			市役所	
順番	手続き	期限等	手続き	順番
	事前相談			
①	移動火葬業の許可申請			
			審査	
			移動火葬業の許可	②
移動火葬業の営業開始				
	※事業開始後			
③	(変更の許可申請)	手続き(①)へ		
④	(軽微な変更の届出)			
⑤	(廃止の届出)			